

平成20年6月6日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 議案第32号 太子町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第33号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第34号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第35号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第36号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第37号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第38号 揖龍保健衛生施設事務組合規約の変更について
- 8 議案第39号 兵庫県町土地開発公社定款の変更について

本日の会議に付した事件

- 1 議案第32号 太子町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第33号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第34号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第35号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第36号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第37号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第38号 揖龍保健衛生施設事務組合規約の変更について
- 8 議案第39号 兵庫県町土地開発公社定款の変更について

会議に出席した議員

1 番	井 川 芳 昭	2 番	清 原 良 典
3 番	中 島 貞 次	4 番	上 山 隆 弘
5 番	服 部 千 秋	6 番	長谷川 原 司
7 番	井 村 淳 子	8 番	中 井 政 喜
9 番	嶋 澤 達 也	10 番	花 畑 奈知子
11 番	熊 谷 直 行	12 番	上 田 富 夫
13 番	村 田 興 亞	14 番	桜 井 公 晴
15 番	橋 本 恭 子	16 番	北 川 嘉 明

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	山 本 修 三	書 記	木 村 和 義
書 記	西 田 美智子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	圓 尾 哲 一	総 務 部 長	佐々木 正 人

生活福祉部長 丸 尾 満
教育次長 塚 原 二 良

経済建設部長 富 岡 慎 一
財政課長 香 田 大 然

(開議 午前10時00分)

○議長(北川嘉明) 皆さんおはようございます。

平成20年第3回太子町議会定例会第3日目におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成20年第3回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第32号 太子町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(北川嘉明) 日程第1、議案第32号太子町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、6月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(北川嘉明) 質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第32号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第2 議案第33号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(北川嘉明) 日程第2、議案第33号太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、6月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この件については、一般質問でも言ったことなのですが、いわゆる当事者の、混入された者については懲戒解雇ということですが、その他の上司に当たる者で本件が出ているんですけれども、この10分の1、1カ月を決めたのは、根拠、基本的な考えっていうのを説明を求めます。

それから、そのときにも言いましたが、この件は給食センター内部における人事、いわゆる風通しの問題が当時から、また以前から問題になっておりました。そういう点から、人事に関しては町長部局の町長の責任であります。そういう点から言いまして、直属の者のみの責任にとどまらず、人事そのものについての責任も問われているわけです。その点についてもあわせて説明を求めます。

○議長(北川嘉明) 総務部長。

○総務部長(佐々木正人) まず、処分に対する基本的な考えでございますが、これにつきましては一応太子町の分限、懲戒に関する指針、そして過去の処分事例、それと国の標準処分的な例を参考にいたしまして処分の決定をさせていただいております。減給する場合には、最高で10分の1、6カ月以内という規定の中で判断をさせていただいております。

そして、人事、町長の責任という関係でございますが、あくまでこれは教育委員会が一

つの行政委員会といった中でされた問題でございますので、人事は確かに町長部局のほうからの出向とか、いろいろございますが、一つの行政委員会としての中での処分という形で決定をさせていただいております。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 最大の国の基準ということも設けられて、それでやったということなんですけど、基本的にはやはりこういう問題に厳しく対応することが私は必要だと思うから言よんです。

それから、人事は行政委員会のことだと言うてはねつけるような問題ではなくて、やはりだれをどう配置するかということについては町長の部局の責任だと思います。そういう点で、今回の事件が引き起こされたことは、私は何回も言うておりますように、また関係委員会でもいろいろ指摘をしてきておりますように、同時に当局のほうの説明でも人の配置が大きく影響をするということを説明してるわけですから、その責任は免れんと、また責任を放棄してはいけないということなんです。そのことが町長のほうに全く自分とは責任がないと思っているんだったら、そのように今答えてください。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） この教育委員会の給食センターの問題でございますが、やはり行政として、どういう部局であろうとこういうことが起きてはならないことでございます。その中での行政部局の人事等々の点に触れていただいておりますが、この問題につきましてはやはり人事問題でございます、なかなかそうした点で難しい面もあろうかと、このように思いますが、私も太子町行政全般を見の中でやはりそういうところはしっかりやっていきたいなと、このように考えます。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

12番上田富夫議員。

○上田富夫議員 昔のことわざに「腐ったリンゴは箱の中に置いとくとほかのものも腐らす」ということわざがありますけれども、一応腐ったもんはほうり出したという考え方でおられるようだけれども、これでほかに波及して、腐ったものが波及するということはないと思われませんか。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 腐ったリンゴという表現でおっしゃいましたけど、私どもも、総務部長、今言いましたように、過去の処分あるいは国の基準、それから太子町の指針をもって、やはり退職ということ、免職ということ、これをせざるを得ないという判断をしたわけでございますので、ほかにいないかどうかということでございますが、やはりあってはならないことが起きてしまったんですが、これを教訓として今後こういうことがないように行政としては取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第3 議案第34号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第3、議案第34号

太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、6月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 1番の個人町民税関係で、寄附金税制関係、寄附金控除の適用対象の町内の社会福祉法人7団体としてありますが、これについて7団体の名前を聞きたいと思います。

それと、例えば今社協なんかで善意銀行に寄附されてることがあるかと思いますが、これについて社協の例を出してどうであったか。

それで、社協の社協だよりというんでしょうか、これには今年の予算として寄附金収入が260万円が上がっております。これについての詳細説明、その関係をお願いしたいと思います。

それと、住宅ローン特別控除の税額控除の適用についてであります。20年度住民税から住宅ローン特別控除について、納税通知の送達後に申告の提出があった場合でも、やむを得ない場合は適用を可能とするということですが、現在該当者が何名か、今後増えるのか減るのかについて伺いたいと思います。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 7団体の名前でございますが、別表のほうに書かせていただいとります。

まず、太子町の社会福祉協議会、それと太子福祉会、これは聖園のことでございます。それと、大和福祉会、これはまほろばの里でございます。それと、明和福祉会、これは安養保育園でございます。二葉保育園、これは二葉保育園そのものでございます。それと、あすかの会、これは川島にあるあすかの家でございます。それと、夢と虹の会、これは平方にある虹でございます。

以上が7団体ということでございます。

それと、今年、社協のほうの260万円寄附があったということでございますが、今年度につきましては、まだそこまで私のほうは把握しておりませんが、一応参考としまして19年中の社会福祉協議会への寄附金というものを確認をさせていただいております。それにつきましては、34名で301万円の寄附がございました。平均的に1人当たり8万8,000円という金額でございまして、税額控除、もし住民税の控除をされますと、町に対しては17万円の影響額があるという試算でございます。

それと、住宅の関係でございますが、住宅ローンの申告につきましては、5月末の申告者数、太子町では764人の方が申告をされております。そして、未申告者があと63名ございます。その方につきましては、この5月に個別の通知を出させていただいて申告をしていただくという形をとっております。現在、764名でございますが、その通知に基づいて何名の方が申告をされるのか、今のところ分からないといった状況でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 ほで、今の段階は分かるんですが、今後どのように増えるか減るか、見込みとして。どうでしょうか。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 一応通知を出させていただいてますので、多分何名かの方は申告をされると、増えていくだろうという予測はしております。人数的には把握はできておりません。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 今回の地方税法の改正ということでは、先にも説明がありますけれども、実際には地方の税源になるか、あるいは国の税源で終わるかっていうようなことにも

関連することですが、先にも説明があり、参考資料でも出ておりますけれども、個人の住民税における寄附金税制、先ほどもありましたが、それから上場株式などの損益通算というようなこと、また優遇税制の延長、それから道路特定財源の税率の延長、また公益法人に関する課税方法の変更とか、低燃費自動車に対する自動車税の延長とか、あるいは省エネ住宅に係ることとか公的年金からの住民税の特別徴収導入、非課税措置の整理、合理化ってようなことが基本的な点でございますが、寄附金関係の7団体は今説明がございました。

あと、控除対象限度額の引き上げ、それから適用下限額の引き下げ、あるいは控除方式の変更によってそれぞれ影響を受けるものももちろん税額控除には特例控除があるわけですが、追加されてるわけですが、これらのこと、それから年金からは特別徴収あるいは特別徴収となることの税額、いわゆる均等割割までも含めてのことがございます。それから、証券税制、住宅ローンは今説明がございましたのでよろしいですけれども、法人町民税関係では実際の均等割課税をするものの分、いわゆる表が条例中についておりますし、この表における分布、企業の分布ですね。それから、公益法人関係のこともあるわけですが、聞きたいのはこの地方税法の改正を根拠に町税条例の改正をするに当たって、それぞれ個人の場合でもどういう層にとって、この税法改正に伴う条例改正に伴って課税が増えたり課税が減ったりするのか、その内容、影響、それから対象者、それぞれ今回の改正項目に沿って、個人の影響と町に係る増減収について説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、寄附金税制改革の関係でございますが、これは個人にとっての影響、増減ということでございますが、当然に個人にとっては起用することによって住民税における税額控除が発生するということの意味合いでございます。階層云々と

いうのにつきましては、やはり所得税率によって違いますので、ここで具体的な数字は申し上げられません。

それと、個人町民税における年金からの特別徴収の実施ということでございますが、これは現在65歳以上の公的年金収入のみで住民税の課税されてるということでございますので、対象者が、現在住民税が課税されておられる方は1,721人ございます。それと、企業年金、給料、それと事業所得、不動産所得、そういったものがある方が現在では1,750名ございます。しかし、この1,750名につきましては、これが年金のほうから引かれる部分になるのか企業所得のほうから引かれる分になるのか、そういった人数は今の段階では限定できませんので、現在1,721名に対して、あとそういった給与所得のある方が1,750名という数字が試算されておりますので、その方がこういった形で増えていくかということでございます。

それと、証券税制の特例税率の改正でございますが、これにつきましては20年度の配当所得の申告者が195名ございます。こういった方はあくまで還付があるだろうという方の数字でございます。そういった方に対して、実態としてそういう方が数字的に増えるのかと言いますと、あくまで還付があるというような方の申告でございますので、それ以上の数字については我々のほうでは把握ができませんと、申告不要制度ということがございますので、把握ができておりません。

それと、法人町民税における公益法人改革、これに対しましては、均等割の課税対象となっているもの、人格のない法人、PTA、同窓会、自治会、そういったものでございますが、そういったものに対しましては現在実務的には非課税という扱いで町のほうはさせていただいておりますが、これが法改正によりまして正式に非課税という扱いであるという形の改正でございます。

その町民税の減免状況としましては、現在地縁による団体としまして平方、松尾、松

田、それとNPO法人、これはさわやかなの部屋、ひょうご地域防災サポート隊、そういったものが非課税扱いをさせていただいております。

法人の分布のやつにつきましては、現在均等割の大きなものから表が書いておりますが、逆に5万円の最低限からの表の入れかえということでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 実際、今先ほども対象的には難しいというようなこともありましたんですが、先ほど言いましたように、控除対象限度額、所得によって違うのは当たり前ですけども、それらの基本的なモデル的な面で標準的に見ると、もう既に本町の住民税課税の根拠も昨年所得についても整理がつく段階ですから、それがもし昨年度のものについてない場合は一昨年度、いわゆる昨年度課税ですね、そういうベースで見た場合にそれぞれどういうふうになるか。夫婦2人に子供2人とか、そういうふうに見た場合、それからもちろん総所得金額が特定できにくいわけですから、例として今計算できない場合は委員会でもきちっとしてもらいたいと思うのは、400万円なら400万円総収入があった場合の夫婦2人で子供2人とか、そういうことを決めた場合、総所得は幾らになって、例えばこの説明資料でも出ております限度額の引き上げに係るものがどうか、25%から30%になるわけですけども。それから、適用下限の関係では10万円から5,000円というふうになるわけですが、それぞれ計算は、だから言うように、400万円なら400万円に基準を置いてください、総所得がね。そういうもので一度どうか、その点、説明を求めます。

それから、現に特徴関係あるいは税額に係ることで1,721名の対象がある中で、今後実際他の所得があるものが1,750名という中でどういうふうに動くか分からないというこ

とでありますが、これらについても標準的にはこういう今言いましたようなことで説明をできるようにしてもらいたいと思います。

それから、株式というのは譲渡益並びに譲渡損失が生ずるというのは当然株式は出るわけですけども、還付が可能と考える人の中でということではありますが、実際株式の譲渡益、譲渡損失ということで対象内では200名前後と、通常ここで対象となる者は200名前後というふうに見て支障はないかどうか。

それから、今私は聞きましたのは、法人の関係で分布と言いましたのは、いわゆる番号で言えば1から9までですが、それぞれの5万円から300万円、それぞれに関係する企業の実態というのを、太子町の、今分かってましたら説明を求めると、もし分からない場合は委員会できちっと説明をするように、それを求めておきたいと思います。

その点、ひとつ説明求めます。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、住民税の寄附金控除という形でございますが、これ夫婦の世帯何ぼということは書いておりませんが、一つの計算例としましては、例えば所得税率5%のものは、地方公共団体に寄附をした場合の計算例で申し上げさせていただきますが、所得税5%のものがまず1万円の寄附をされたと、した場合には、所得割額が10万円で寄附金が1割以内のケースということになります。これにつきましては、所得税の控除額は1万円から基本の5,000円を引きました、それに対する5%は所得税250円という数字になります。そして、住民税の控除額は、その5,000円に対しまして、町は6%、県が4%でございますので、当然5,000円の6%で300円が町民税が控除されるということになります。そして、公共団体に対する寄附でございますので、プラスそれに対する部分につきまして寄附者に対する適用される所得税の限界税率というのはございます、それが金額的に4,250円という数字になってまいります。それは、1万円から5,000円引いた

残り5,000円、それと所得税率が、所得割額が10万円でございますので、その1割以内ということで、90%から5%を引いた残りに先ほどの5,000円を掛けさせていただいて4,250円という形になります。そのうちの6%が町民税分でございます。合わせまして、住民税では1万円を寄附する場合、4,750円ということになります。そして、所得税の250円と合わせて、1万円をすれば5,000円が控除になっていくというのが一つのパターンでございます。

これは、所得割額とか所得税率の数字によって計算上違ってきますので、今は一番簡単な分で例を申しました。

それと、年金からの特徴でございますが、この税額につきましては付託された委員会のほうでお示しをさせていただきたいと思います。

それと、公益法人の分布でございますが、20年度の配当申告の所得の申告者数195名ということで申し上げましたが、申告不要制度ということがございますので、これに変わらない数字だと今のところは考えております。

それと、法人町民税における公益法人の改革の部分での分布でございますが、これにつきましては数字的には予算の段階でも各それぞれの階層ごとの人数を申し上げておりますが、改めまして委員会のほうでお答えさせていただきたいと思います。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第4 議案第35号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第4、議案第35号太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、6月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 取得価格の9億円から10億円というのは対象枠を広げるという意味合いになるわけですが、これによっても、ここで適用されるのは東芝のものとS E Dの関係でやってきたことですから、これに関係すると目されるのは、ここ、東芝のところ以外にありますか。

ほいで、東芝の件では、今後実際、今のところ動きは、情報をできるだけ早くキャッチしてということありますけども、活用の方というのはいくらかの形で動いているものと思いますが、そういう点ではこちらから聞かないと、あるいは新聞等に発表するようなときの事前とかということで以外はもう実際太子町は全くの蚊帳の外ということですかね。どうなんですか、説明をいただきたいと思います。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 9億円から10億円に引き上げましたが、その該当としましてはございません。

ただ、東芝に対しましては、新聞報道のみでなく、町長のほうからやはりそういった誘致に対する話としてお願いをさせていただいてる状況でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

んか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第35号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第5 議案第36号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第5、議案第36号太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、6月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第36号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第6 議案第37号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第6、議案第37号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、6月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第37号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第7 議案第38号 揖龍保健衛生施設事務組合規約の変更について

○議長（北川嘉明） 日程第7、議案第38号揖龍保健衛生施設事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案については、6月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番熊谷直行議員。

○熊谷直行議員 この組合事務所が位置変更するということですが、その改正の理由として事務組合事務所の人員、事務所管理費の削減等を図り、効率的な組織とするためということになっております。この今の時代、改善することは非常にいいことだと思いますが、この事務所移管によって人員がどれくらい削減できるのかについて伺います。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） この事務所移

転によりましての人員の削減というお尋ねでございますが、直接的にこの規約の改正後、人事上人数が減るということはございません。現有人数での事務所移転でございます。

○議長（北川嘉明） 熊谷直行議員。

○熊谷直行議員 実は、この提案を5月14日の福祉文教常任委員会のときにその説明がありました。実は、若干私も事前審査になるかなという心配しながら一部質問させていただいたんですが、生活環境課長から、今、部長が言われたような説明がありました。しかし、事務所が1カ所に集結して改善したら、当然人を減らすべきではないかなというふうに思います。このことをそのとき申し上げたら、玉田課長も検討しますと。

あえて何でそのとき言ったかといいますと、5月28日に揖龍保健衛生の事務組合議会でこの件が出るということをちょっと聞いていましたので、それまでにやはり事務局サイドで詰めて、そういう削減をするべきではないかなというふうに思いますが、まだ人数のことは別にこの規約ではうたっておりませんけども、今後当然削減していくべきではないかなと思いますが、この辺いかがでしょうか。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 今後の計画といたしますか、流れはどうなるかということになるかと思えます。今後、退職者等がかなり見込まれる、この組合だけではないんですけども、退職者の数が見込まれますので、そのあたりについて補充をしないと、そういった処置でもってなだらかな削減といたしますか、そういう状況になろうかと私の推測といたしますか、推測でございますけれども、特に年度計画的な職員数の見込みというのは出りませんので、そういったあたりになるのではないかなという、こういう私の推測でございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 熊谷直行議員。

○熊谷直行議員 同じ質問になりますけど

も、事務所の管理費削減というのは、これは自動的に少なくなるけど、やはり人件費というのは非常に大きいと思うんですね。だから、この辺もう積極的に、自然に減っていくじゃなくて、一緒になる時点でやっぱり削減するべきではないかと思いますが、これについて町長からのお考えをお伺いします。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） この揖龍衛生の問題、ご承知のとおり、エコロから事務所を一たんまた広域センターのところへ移したところでございますが、やはり事務を、業務を遂行する中で不便であるというようなことも言われております。そうした中で、やはり現場のほうで、クリーンセンターのほうでやるほうがいいだろうということと、またいろんな分野で直接、短く業務ができると、連絡等もやりやすいということで、こうした規約の変更をさせていただいております。できるだけ前向きにそうした人員削減にも取り組むように考えていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 今答弁があったとおり、もう先に移して、また戻す、言えばそういうことなんですが、揖龍保健衛生施設事務組合が管理している施設はエコロと火葬場という、それからし尿処理場っていうふうになるわけですね。広域事務の中には救急急病がありますね。だから、いろいろ関係するものがあるわけですけども、特に同じところで一括管理をするっていうことについては一定の合理的運営ということになると思うんですが、先にも質問でありますように、全体としては経費の節減というふうに言ってるわけですけども、何で、どのように経費が節減、合理的運営だけじゃなしに、何で、どのように経費が節減できるかっていうことについてきちっと説明を求めたいと思います。

それから、先ほど言いましたそれぞれの管

理施設でそれぞれ職員が配置されているわけですが、実際今この揖龍衛生施設事務組合の管理施設へエコロ並びに火葬場、前処理場、し尿の処理場、そういうところで雇用している職員、それから派遣職員の実態っていうのはどういうふうになりますか。説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、経費のお尋ねであったかと思います。合理化できる経費というようなことだったと思いますが、直接的には事務経費、例えばコピー機等の統合等が考えられますし、また通信運搬費、電話、また光熱費、そのメリットが図られると、金額的には詳しくは、私手許にはないんですが、組合のほうではある程度つかんでるんじゃないかなというふうに思います。

それから、職員の実情といいますか、どういう配置でというお尋ねかだと思います。今、事務局、総務課ですね、今現在にあるセンターに5名、それからエコロのほうに合計で36名、臨時職も含めまして36名、それから火葬場のほうですが、4名、それからし尿処理場のほうには7名ということで、合計しますと52名になろうかと思います。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 金額は組合のほうがつかんだるでは、ここではあかんのですね。やっぱりここできちっとそういう状況であるという、そういう詰めをした上でこれの事務を統合、事務所の統合を図るということだと思うんです。だから、その説明はしてください。

それから、職員の状況も、52名で一応プロパーの職員と、それからどういう職員になつとるかという、その臨時職員もいたら、それも説明してもらふことと、派遣職員がこの中でどういう形になつとつか。実際働いとんのは52名で合うとんですね。だから、それを含めてもう一度説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 経費を計算の

数字でございますけれども、確かな数字というのがないわけでございます。話する中では100万円以内という大ざっぱな数字でございました。また、詳しい数字が分かれば委員会のほうでお示しができるんじゃないかと思いますが、恐らく概数の大きな、大ざっぱな数字だろうと思います。

それと、職員の、俗に言います区分でございますが、これも52名の内訳ということになるんですけども、臨時職員については2名、それから嘱託職員が1名ということで、それ以外が正規職員で、うち派遣職員でございますが、これ私ちょっと数字の控えが確かじゃないかも分らないのですが、エコロと火葬場については23名、21名と2人でございますので、そうするとやっぱり25名程度ということでお答えをしたいと思います。あと残りがプロパー職員ということでございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

12番上田富夫議員。

○上田富夫議員 12番要らんちゅうの、わしゃあ刑務所へ入っとなちゃうで。どこに書いてある、12番、番号言わなあいかんというてよ。見たって書いてないやん。嫌なことはやめてくれや。昔は町長なんか番外言よったやろ。やめてもらとうやんいつの間にか。けど、こっちは議員は何番というて、ほで町長のほうは番外言よったんや。番外というのはこのごろ言わへんやん。こっち番号言うんやったら、そっちも番外というて呼べや。

移転費用、どれぐらいかかるのかな。合理化にどれだけかかるん。その辺がさっぱり費用として出てこうへんねん。下手したら移転費用が、私はかなりな費用がかかって、合理化にかかった費用が何年で戻るんか分からんようなことにならへんかな思うんやけども、その辺は説明をいただきたいと思います。

この前に、総務でいわゆるエコロの話をちょっといろいろやった経緯があるんですけど、そのときに副町長が議員は議会に行きよってでっしゃろと。ということは、そこで聞

いたらどやというような、そういうニュアンスに私は受け取ったんです。なるほど、そうですな。議員も向こうの議会行ってますから、その議員からいろいろ情報を得るのは当たり前やと思うて。一方、町も理事者で行ったんちゃうんかなと思うんですけれども、どっちが詳しい情報を持っとんかというたら、私は議会よりも、太子町もそうでしょう、議会よりも当局のほうが詳しい情報を持っとると思うんで、議員のほうで分からなんだら当局が詳しい資料を出すべきやと、私はそういうに思うんですけれども、何で議員も行ってまっしゃろというような言葉が出てくるのかというのが私はちょっとよう分からん。

ということは、非常に不透明なんやね、あそこの会計が、エコロの会計が。なかなか聞いても明確な答えが返ってこんのですよ。それはもうエコロへ移ってもうとるさかい、分からんとかというてね。でも、金出すのは、皆これ太子の住民が出しよんですよ、税金で。だから、税金の使い道をただすのは、私は議員の仕事や思うんでね。それに答えるのも当局の答えやと思うんですわ。だから、それがエコロ行ってもどうさかいというような言い方は、これはけしからん話やと思うんで、ちゃんと答えてもらわないかんと思うんです。

例えば、エコロで車庫、パッカー車の車庫等は、あれ全部たつの市は使うとうわけですよ、あそこの場所を。いわゆる従業員の、作業員ですか、従業員ですか、の詰所とか休憩所、それも使うとるわけなんですよ。ところが、あの会計、ちょっと余り詳しいんは出てないんやけども、しかし見ても、その家賃収入というのがないんですよ、収入のそこには。じゃあ、おかしいんと違うかと、全体考えたときに、太子町のいわゆる森興業の分は、森興業はあそこでは車庫を持ってないわけですから太子町の一部使うところについては、車庫ではないにしても、そういう自分とかが使用する分については太子町が収入を得るわけなんです。だから、たつの

分についてエコロを使用さすんなら、私はそういう負担分として当然エコロへたつの市から収入出すべきやと思うんです。そりゃあ、私の見る限りでは、ちょっとどこに収入として上がっとんか分からんのですけども、もし私の間違いでなしに、いや、こういうふうにして、たとえ何万円ずつでも上がってますよというようなことが知り得るんであれば、それもあわせて説明をしていただきたいと思います。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 私、常任委員会で発言したことについてお答え申し上げます。

一部事務組合については、もちろん地方自治法に基づいて構成された特別地方公共団体でございますので、そういう意味で議員、いみじくもおっしゃったように、向こうにいろんな意味での情報があるということになれば、そこに行かれている議員さんからその事務当局に聞かれたほうが理解できるんじゃないかというご趣旨で申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 経費のお尋ねでございましたが、桜井議員さんに対しましてお答えしましたとおり、正確な数字というのが私の手許にございませんので、お答えができるものであれば、委員会ということでお願いしたいと思います。

また、車庫のお尋ねでございましたんですが、私もその決算のどこかという部分につきましてはこの席ではお答えができないということで、ご了承願いたいと思います。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 そういう答弁を私は求めると違うんですわ。

分からんというて、これ何年になるん、エコロ行ってから大分なるでしょう、2年や3年と違うでしょう。だから、今聞いて、そら

今突然聞いたって分かるかいとおっしゃるのはよう分かるん。だけど、こんなことはもうずっと以前から精査しとかにゃあいかなですよ。ほで、逆に言うたら、森興業との契約のときに全部そんなもんは洗い出して、車庫については当然森興業も請求しとるわけですね。ほで、あんた方はそれを認めて、原価の中に入れとうわけでしょう、契約金額の中に。ほな、そのときにたつの市はどうなっとなやというようなことを比較しとうはずでっしょうないかいな。それを今分からんちゅうのは、そのほんなら見積金額を向こうが出していったものをそのままいわゆる判つきよんですか、精査してないんですか。何年もですよ、これ。契約1回やったら、今までほんなあ再契約してないんですか。お答えいただきたいと思います。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 契約の件でございますけれども、これは当然組合のほうと契約をされとります。ですから、再契約はされてないということはありません。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 何遍も言われへんのやから、3回しか言われへんのやから、それを分かっとってそういう答弁をされるんか知らんけどやね。

いや、エコロと森興業と契約しとうから、太子町は中身分からんということですか。今のあなたの言い方やったらそういう言い方ですよ。エコロと森興業と契約して、そこで決まった金額を太子町は無条件で払うんですか。あなた方の仕事は一体そしたら何ですか。ごみのことについてはエコロへ振ったと、それであなた方の仕事は全部済んだんですか。3遍やから、これしか言われへんけども、それだけはもう明確に答えてください。そんなはずないでしょう。太子町固有の仕事やないんですか。ほで、太子町から金が出るということは太子町の予算と違うんですか。私の言ようこと間違うとりますか、間違うとったら間違うとる言うてください。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 無条件で認めておるかというご質問だったと思いますが、この保健衛生事務につきましては当然たつの市さんと太子町がその業務を広域でやるという上での一部事務組合でございます。当然、主体であります組合のほうが契約をしてくれるわけでございますけれども、何にも無条件でと、そら組合のこっちゃということではなしに、当然収集業務につきましても、ごみの全体の処理につきましても、当然組合のほうとのすり合わせ的な話がございます。収集に関しましては、当然前年度、前々年度から大きく変更されるような要素があれば、我々もこれについてはどうかといったことで直接的な指摘もできるわけですが、ごみ量あるいは世帯数の増減等、また収集経路等に大きな変動がないということであれば、前年度予算あるいは前年度決算という数字が基準になってこようかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私は、やっぱり今のような答弁しとったらあかんあと思うのは、先ほども言ってるように、こういう提案をするときに、少なくとも事務所を統一するっていうことに当たってはこれこれのことが変わってまいりますと。その実質、効果というのは私は使いたくないんですけども、経費の面ではこういうふうになります、人的な面ではこうなります、退職者不補充でやりますというようなものではないと。あくまで、それぞれの今後の統一した上での運営の仕方、利用の仕方ということによって決まってくるものでありますから、それらの詰めがなされた上でこういう規約の変更の同意を求めるといって、そういう基本的な説明だと思っただけです。その基本的な説明が欠落したんではだめですから、詰めた上で進めるということではないといけな。それが、それぞれの担当事務の関

係では仕事だと思うんですよ。その仕事をした上で、実質こういうことになりますという説明がなければ、是非の判断はしにくいわけです。

だから、そういう説明を求めるということと、一部事務組合は特別地方公共団体としての位置づけであるんですけども、そのことは先刻承知で、本町が参加しているいわゆる処理事務について一部事務組合で処理をするという形ですし、その費用は事務組合の運営、それから施設の運営に係る、建設、運営に係る費用が出てますけども、そういうものをしっかりと、それこそ年々チェックをした上で負担内容の精査をします。そして、それを当該議会で説明をする。もちろん事務組合の議会でも当然説明が要りますけども、当該議会でもきちっと説明をします。

もともとここにゴミを移すときには、いわゆる廃棄物の処理に関する計画をきちっと持つということの中で、具体のことについては本町のほうから説明をして事務組合のほうで整理をするということになってるわけですから、このことによって太子町の事務は全部消えたんじゃないという説明をこれまでしてるわけですね、当局のほうも。だから、当たり前のことなんですけど、この議会の中でしっかり説明をしないと。だから、合理的になるんだったら、何が合理的になるのか。ほいで、ということが説明できないっていうことでは話にならないでしょう。できなかったら、休憩でよう聞いて答えなはれ。まず、そういうことを求めたいと思います。

○議長（北川嘉明） ちょっと暫時休憩します。

（休憩 午前11時03分）

（再開 午前11時03分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（首藤正弘） 今いろいろ言われておるんですが、やはりこの事務所の移転というのはあくまでも事務の合理化というところ

で、一度エコロのほうに事務所を置いたこともございますが、やはり人員的な面等々で分散するほうがいいんじゃないかというところで分散をしたんですが、やはり事務を執行する上でエコロに持っていくほうが合理的になるだろうと、お互いの現場との意思疎通が、エコロに集約するほうがやりやすいだろうというところで、事務所を今時移すというところでございます。その費用対効果というとなかなか難しい面が出てきようと、このように考えるところでございます。あくまでも事務等々の利便性というところで移転をするということでございます。その中には、やはり揖龍の火葬場、それからし尿処理場等々もそちらのほうで事務はすべて一括してとるところでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 今聞いて、きちっと事務の合理的な運営っていうことで統合することを私は内容的に反対じゃないけども、きちっとこれらのことが説明ができると、ただ町長が今言うたのでも、あくまでも事務の利便性やと、そんなことだけ言うとなったらあかん。利便性という、そん中に総括される問題と違うがな。今後の人員体制もこうなりますと、ほいで施設についてもこういうふうに使いますというようなことでないと、ただ総括的な利便性を云々しとんではないんですよ。私は内容を聞いとんのに、内容を答えようとしな。そういうようなことについて反対をいたします。

○議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第38号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第39号 兵庫県町土地
開発公社定款の変更について

○議長（北川嘉明） 日程第8、議案第39号 兵庫県町土地開発公社定款の変更についてを議題とします。

本案については、6月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。
これから議案第39号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

6月9日から6月13日まで委員会審査のため本会議を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。
したがって、6月9日から6月13日まで本会議を休会とすることに決定しました。

次の本会議は6月16日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時08分）